

茨城県報

第4552号

昭和35年7月4日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

条 例	ページ	(県議会議務局)	
●茨城県土層改良用施設及び畑作機械施設 使用料条例……………	1	●茨城県議会議事室処務規程……………	12
●茨城県議会議事室条例……………	2	●茨城県議会議事室閲覧規程……………	13
●審議会等設置条例の一部改正……………	3	(選挙管理委員会)	
●茨城県市町村学校職員のへき地手当に関 する条例の一部改正……………	4	●茨城県選挙管理委員会告示告示第10号の 一部改正……………	14
●茨城県種鶏検査条例を廃止する条例……………	4	●委員会の招集……………	14
告 示		公 告	
●茨城県開拓地土壌改良事業費補助金交付 要項……………	5	●建築許可に関する聴聞(2件)……………	15
●茨城県観光施設整備事業補助金交付規程…	8	●土地立ち入り測量(3件)……………	15
		雑 報	
		●県議会の閉会……………	16
		●県議会議長、副議長の改選その他……………	16

条 例

茨城県土層改良用施設及び畑作機械使用料条例を公布する。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第20号

茨城県土層改良用施設及び畑作機械施設使用料条例

茨城県土層改良用施設及び畑作機械施設使用料条例(昭和34年茨城県条例第20号)の全部を改正する。

(趣 旨)

第1条 この条例は、県の土層改良用施設及び畑作機械施設を使用しようとする者が県に納付すべき使用料について定めるものとする。

(使用料)

第2条 県の土層改良用施設及び畑作機械施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、施設の種類及び使用の目的に従い、次の表に掲げる額の使用料を県に納付しなければならない。

施 設 の 種 類	使 用 の 目 的	使用料(1ヘクタール当り)	備 考
土層改良 用 施 設	起 土	混層耕の場合	19,800円
		心土耕の場合	15,800円
	整 地	1回につき	2,000円

	障 害 物 除	1日の処理面積 40アール未満の場合		22,500円	1日の処理面積とは、通常の運転状態にある機械1台により1日の実働7時間の作業をした場合に障害物除去が完了すると認められる面積とする。
		1日の処理面積40アール以上 60アール未満の場合		17,500円	
		1日の処理面積 60アール以上の場合		12,500円	
畑作機械 施 設	起 土	深耕の 場 合	デ ス ク ブ ラ ウ	9,500円	
			ボ ツ ト ム ブ ラ ウ	11,400円	
		心土耕の場合		11,400円	
	整 地	1回につき		2,000円	

2. 前項の規定にかかわらず、施設を使用して行なう作業面積が、1団地の面積3ヘクタール未満のときの使用料の額は、前項の規定により計算した額にその額の100分の3に相当する額を加えた額とし、1団地の面積5ヘクタール以上のときの使用料の額は、前項の規定により計算した額からその額の100分の3に相当する額を差し引いた額とする。

(使用料の還付)

第3条 すでに納付した使用料は、どのような理由があつても還付しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県議会図書室条例を公布する。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第21号

茨 城 県 議 会 図 書 室 条 例

(図書室の設置)

第1条 茨城県議会は、議員の調査研究に資するため図書室をおく。

(図書室の管理)

第2条 図書室の管理は、議長の命を受け事務局長が行なう。

(図書室の運営)

第3条 図書室運営のため図書室運営委員会をおく。

(図書室の職員)

第4条 図書室に次の職員をおく。

室 長

係 長

主 事

その他の職員

2 室長は、事務局長の命を受け室務を掌理し、所属職員を監督する。

3 係長は、上司の命を受け分担事務を処理する。

4 主事及びその他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(図書室の一般利用)

第5条 図書室は、議員の調査研究に支障のない範囲において一般に利用させることができる。

(補 則)

第6条 この条例施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

(第三種郵便物認可)

- 1 この条例は、昭和35年8月1日から施行する。
- 2 茨城県議会図書館条例(昭和23年茨城県条例第53号)は、廃止する。

審議会等設置条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第二十二号

審議会等設置条例の一部を改正する条例

審議会等設置条例(昭和二十八年茨城県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号から第十五号までを三号ずつ繰り上げ、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十三号とし、第十九号から第二十五号までを五号ずつ繰り上げ、第二十六号及び第二十七号を削り、第二十八号を第二十一号とし、第二十九号から第三十八号までを七号ずつ繰り上げ、第三十九号を削る。

第四条第二項中「第二条第二項第九号及び第十九号」を「第二条第二項第七号及び第十四号」に改める。

別表中

茨城県国民健康保険審議会

- 知事の諮問に応じおおむね次に掲げる事項を審議する。
- 一 市町村の条例の制定認可又は保険団体連合会の設立認可若しくは社団法人が国民健康保険に関する事業を行うことの許可の可否
 - 二 行政区域の変更を伴わない国民健康保険組合(以下「組合」という。)の合併の認可の可否
 - 三 保険団体連合会の合併分割の認可の可否
 - 四 市町村条例の廃止、組合又は保険団体連合会の解散の認可、社団法人の事業廃止の許可等の可否
 - 五 保険団体連合会において各保険者に通ずる診療契約の締結の適否
 - 六 直営診療施設の設置について保険者又は保険団体連合会と医師団その他との間における紛議の調停
 - 七 保険者又はその連合会の経営する診療施設が休止又は廃止の可否
 - 八 その他国民健康保険の指導監督上につき知事の諮問した事項

茨城県遺族援護協議会

- 左に掲げる事項を協議する。
- 一 戦没軍人軍属の遺家族援護に関する事。
 - 二 傷死軍人軍属の援護に関する事。
 - 三 未帰還者の帰還促進並びにその留守家族の援護に関する事
 - 四 引揚者の援護に関する事。

茨城県水産金融協議会

- 左に掲げる事項について協議する。
- 一 漁業融資及び損失補償に関する事。
 - 二 漁業融資準備金の運用に関する事。

茨城県学校保健協議会	教育委員会の諮問に応じ、左の事項について協議する。 一 学校保健指導の計画及び運営に関すること。 二 一般衛生行政との連絡に関すること。	
茨城県農林漁業資金事業推進協議会	知事の諮問に応じ、左に掲げる事項を協議する。 一 農林漁業資金の導入に関すること。 二 その他必要な事項	
茨城県国民健康保険普及促進協議会	国民健康保険の普及促進方策について協議する。	及び。
茨城県国民健康保険振興資金貸付審査会	国民健康保険振興資金の貸付を審査する。	
茨城県教育委員審議会	知事の諮問に応じ、知事が議会の同意を得て任命する教育委員会の委員の選考基準を審議して答申する。	を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県市町村立学校職員のへき地手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第二十三号

茨城県市町村立学校職員のへき地手当に関する条例の一部を改正する条例

茨城県市町村立学校職員のへき地手当に関する条例(昭和三十四年茨城県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

付則第二項を次のように改める。

2 削 除

付則別表第一を次のように改める。

付則別表第一 削 除

別表学校名の欄中「里美村立小里小学校里川分校」を「里美村立里川小学校」に、「北茨城市立関本第三小学校」を「北茨城市立才丸小学校」に、「北茨城市立関本第三小学校小川分校」を「北茨城市立小川小学校」に、「高萩市立若栗中学校」を「高萩市立秋山中学校若栗教場」に、「北茨城市立才丸中学校小川分校」を「北茨城市立小川中学校」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

茨城県種鶏検査条例を廃止する条例を公布する。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第24号

茨城県種鶏検査条例を廃止する条例

茨城県種鶏検査条例(昭和26年茨城県条例第50号)は廃止する。

付 則

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 茨城県種鶏検査条例(以下「条例」という。)の規定に違反した行為に関する罰則の適用については、条例がその効力を失った後においても、なお従前の例による。

告 示

茨城県告示第531号

茨城県開拓地土壤改良事業費補助金交付要項を次のように定める。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県開拓地土壤改良事業費補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 知事は、開拓地の土地生産力の増強と、開拓農家の経営安定のために行なう、土壤改良事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 前条の補助金は、次の各号にかかる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる事業に要する経費の額の全部又は、一部の額を交付するものとする。

(1) 耕土培養法(昭和27年法律第235号)第5条第1項の規定により承認された耕土培養事業計画に基づく耕土培養事業の施行者

耕土培養法施行規則(昭和28年農林省令第2号)第1条に規定する物の購入

(2) 開拓地土壤調査実施要領(昭和34年7月23日付。34農地第1892号。農林事務次官通達)第2の2に規定する、地力保全対策調査を実施した地区の入植者の団体、又は当該地区を管轄する市町村長

開拓地における土壤の化学的性質を改善するために行なう土壤改良事業(耕土培養法の規定により行なう耕土培養事業を除く。)におい施用し、又は使用する物の購入

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(〃 第3号)

(補助金交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ行なう、現地調査等により、補助金を交付するかどうかを調査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、すみやかに補助金の交付を決定し当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(事業の変更承認申請)

第5条 補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は第3条の申請内容について、次の各号に掲げる変更を加えようとするとき、又は補助金の交付に係る事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 土壤改良事業を実施する者の変更

(2) 事業面積又は、事業費の額の変更(1割未満の変更を除く。)

(3) 施用し、又は使用する物の変更

(第三種郵便物認可)

第6条 補助事業者は、補助金の交付に係る事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助金の交付に係る事業の遂行が困難となつた場合は、すみやかにその旨を知事に報告して、その指導を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付に係る土壌改良事業について、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、状況報告書(様式第5号)を作成し、これを当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

(成績書の提出)

第8条 補助事業者は、翌年度の4月末日までに補助金の交付に係る事業に関する事業成績書(様式第2号)及び収支決算書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号の1に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは、一部を返還させることができる。

- (1) この要項に違反したとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (4) 実業の実施が著しく不相当であると認められるとき

(提出書類の経由)

第10条 補助事業者は、この要項に基づき知事に提出する書類は、すべて当該補助事業者の住所地を管轄する支庁長を経由しなければならない。

付 則

- 1 この要項は、昭和35年度の補助金から適用する。
- 2 茨城県開拓地酸性土壌改良事業費補助金交付要項(昭和31年11月19日茨城県告示第1017号。以下「旧要項」という。)は、廃止する。
- 3 旧要項の規定に基づいて交付された補助金については、旧要項はなおその効力を有する。

(様式第1号)

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

茨城県 郡市 村町

開拓農業協同組合

代表理事 氏 名 印
組 合 長

昭和 年度開拓地土壌改良事業補助金交付申請書

昭和 年度において別紙計画書及び収支予算書により事業を実施したいので、開拓地土壌改良事業費補助金交付要項により補助金交付を申請する。

(様式第2号)

実 施 計 画 書 (又は成績書)

地区の 名 称	事業実施面積 (ha)				補助 対象 戸数	事業実 施予定 期日又 は完了 期 日	対策 種 類 ha 当 り平均 施用量	資材数量 及び名称		購入費 総 額	対策資 材購入 費総額	増 産 見込量 又は増 産 量	備考
	要土 組 合 名 名 称	良事 改 良 面 積	過年度 事業面 積	本年度 事業面 積				施用量 総 量	単 価				
							炭カル						
							焙リン						

(第三種郵便物認可)

(様式第3号)

収 支 予 算 書 (又は決算書)

収入の部

区 分	予 算 額 (又は決算額)	備 考
県 補 助 金	円	

支出の部

区 分	予 算 額 (又は決算額)	備 考
資 材 購 入 費	円	

(様式第4号)

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

茨城県 郡市 村町
開拓農業協同組合

代表理事 氏 名 ㊟
組 合 長

昭和 年度開拓地土壌改良事業変更(中止、廃止)承認申請書

昭和 年 月 日付 指令 第号で補助金交付指令があつたが事業の実施について別紙理由書のとおり事業を変更(中止、廃止)したいので承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

(様式第5号)

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

茨城県 郡市 村町
開拓農業協同組合

代表理事 氏 名 ㊟
組 合 長

昭和 年度開拓地土壌改良事業状況報告書

昭和 年12月末現在における土壌改良事業の実施状況は下記のとおりであるので、開拓地土壌改良事業費補助金交付要項により報告する。

記

本年度事業 実施予定面積	4 月 ~ 12 月		1 月 ~ 3 月		備 考
	実施完了面積	出 来 高	実施完了面積	出 来 高	
ha	ha	%	ha	%	

茨城県告示532号

茨城県観光施設整備事業補助金交付規程を次のとおり定める。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(趣 旨)

第1条 知事は、水郷国定公園、県立公園及びその他の観光地の施設の整備拡充を図るため適当と認める市町村及び団体（以下「市町村等」という。）が行なう観光施設整備事業に対し、この規程の定めるところにより補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 前条に規定する観光施設整備事業は、次の各号に掲げる施設の新設、増設又は改設の事業とする。

- (1) 広場及び園地
- (2) 宿 舎
- (3) 休憩所及び展望施設
- (4) 野営場及び水泳場
- (5) 駐車場及び棧橋
- (6) 道路及び橋
- (7) 給水施設、排水施設及び公衆便所
- (8) 展示施設
- (9) 前各号に掲げるもののほか、主として公共の用に供する観光施設

2 補助金の額は、毎年度の予算額の範囲内で、前項に規定する事業に要する経費の額の一部の額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付をうけようとする市町村等の長は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、知事が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期日は、毎年度知事が定める。

(補助金の交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、補助金を交付することについて、その適否を審査し適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、申請した市町村等に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき、修正を加えて補助金の交付を決定し、又は必要な条件を付けることができる。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付を申請した市町村等は、前条の補助金交付決定通知を受理した場合において当該決定にかかわる補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、知事の定める期日までに申請をとり下げることができる。

2 前項の規定による申請のとり下げがあつたときは、当該申請にかかわる補助金の交付の決定はなかつたものとみます。

(事業着手届)

第6条 補助金の交付決定をうけた市町村等（以下「補助事業者」という。）は、当該工事に着手したときは直ちに事業着手届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(事業変更の承認)

第7条 補助事業者は、当該事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業変更承認申請

(第三種郵便物認可)

書(様式第3号)を知事に提出して承認を受けなければならない。

(知事の指導監督)

第8条 知事は、補助金の交付目的を達するため、補助事業について必要な指導監督をすることができる。

(事業実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業にかかる事業が完了したときは、すみやかに事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により提出された書類及び補助事業の結果を検査し、補助事業が補助の目的に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助金交付請求書の提出があつたときは、請求者に対し、すみやかに、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号の1に該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または、すでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金の交付決定の内容または、これに付した条件に違反したとき
- (2) 事業の施工方法が不相当と認められたとき
- (3) その他、知事が不正の行為があつたと認めたとき

(様式第1号)

番 号
年 月 日

茨城県知事

殿

市町村長等氏名

印

昭和 年度茨城県観光施設整備事業補助金交付申請書

標記の県費補助金を交付されるよう茨城県観光施設整備事業補助金交付規程第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金申請額

添 付 書 類

- 1 昭和 年度観光施設整備事業計画書
 - (1) 事業の目的
 - (2) 事業の内容
 - (3) 事業総括表

事業名	事業 個 所	規 模 構 造	施 工 方 法	着工しゆん功予定 年 月 日	事 業 費			備 考
					工事費	事務費	計	

(4) 工事設計書並びに関係図面

(5) 事務費明細書

区 分	金 額	摘 要

2 財政計画書

事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳			備 考
		県支出金	寄 付 金	一般歳入	

3 収支予算書

事業に対する議会の決議録の抄本とする。

(様式第2号)

番 号

年 月 日

茨城県知事

殿

市町村長等氏名

印

昭和 年 度 ○ ○ 事 業 着 手 届

昭和 年 月 日付指令第 号によつて承認をうけた○○事業について下記のとおり着手しましたからお届けします。

記

1 着手年月日

2 完了予定年月日

(様式第3号)

番 号

年 月 日

茨城県知事

殿

市町村長等氏名

印

昭和 年度茨城県観光施設整備事業変更承認申請書

昭和 年 月 日付指令第 号によつて承認をうけた○○事業について下記のとおり事業計画を変更したいので御承認願いたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画変更事項

2 事業計画変更理由

「注」(1) 変更事業計画書及び設計書等を添えること。

(2) 認可設計は朱書, 変更設計は黒書きとすること。

(第三種郵便物認可)

(様式第4号)

番 号
年 月 日

茨城県知事

殿

市町村長等氏名

印

昭和 年度茨城県観光施設整備事業実績報告書

昭和 年 月 日付指令第 号によつて承認をうけた〇〇事業が完了しましたので
その実績報告書を提出します。

記

1 事業総括表

事業名	規模構造 及び数量	施工期間		事業費			管理者 及び管理 方法	備 考
		着工 年月日	しゅん功 年月日	工事費	事務費	計		

2 設計精算書

「注」 しゅん功図添付のこと。

3 事務費内訳

区 分	金 額	摘 要

4 収支決算書

歳 入

歳入科目	予算額	決算額	差引過不足額	説 明
県支出金				
寄付金				
一般歳入				
合 計				

歳 入

事業名	支出科目	予算額	決算額	差引過不足額	説 明

(様式第5号)

請 求 書

一金 円也

ただし昭和 年 月 日付指令第 号〇〇補助金

上記金額を請求します。

昭和 年 月 日

市町村長等氏名

印

茨城県知事

殿

上記金額を領収しました。

昭和 年 月 日

市町村長等氏名

印

出 納 長

殿

(県 議 会 事 務 局)

茨城県議会告示第2号

茨城県議会図書室処務規程を次のように定める。

昭和35年7月4日

茨城県議会議長 三 村 勇

茨 城 県 議 会 図 書 室 処 務 規 程

(図書室の分掌事務)

第1条 図書室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書及び資料類の選定及び購入図書の受入に関すること
- (2) 図書及び資料類の収集に関すること
- (3) 寄贈並びに委託のあつた図書及び資料類の受入に関すること
- (4) 図書及び資料類の保存整理に関すること
- (5) 図書及び資料類の貸出収納に関すること
- (6) 図書及び資料類の閲覧並びに取締に関すること
- (7) その他の図書室業務に関すること

(図書の受入)

第2条 図書を受け入れたときは、直ちに落丁汚損等の有無を検査し、茨城県議会図書室の印を押さなければならない。

(図書の分類)

第3条 図書の分類は、日本十進分類法による。ただし、特殊の文庫、資料類及び新聞雑誌等は、別に取り扱うことができる。

(図書の整理)

第4条 図書及び資料類の保管、出納については、次の簿冊により整理しなければならない。

- (1) 図 書 原 簿
- (2) 新聞雑誌原簿
- (3) 資料類受付簿
- (4) 分 類 簿
- (5) 亡失図書整理簿
- (6) 図書廃棄簿

(図書の閲覧)

第5条 図書の閲覧については、別に規程を定めて図書室に掲示する。

(第三種郵便物認可)

(図書の寄贈又は委託)

第6条 図書室は、有償又は無償で図書の寄贈又は委託を受けることができる。

(委託図書の保管責任)

第7条 図書室は、委託を受けた図書及び資料類が不慮の事故によりき損し、又は紛失した場合であつてもその補償の責を負わないものとする。

(寄贈又は委託図書の利用管理)

第8条 寄贈又は委託を受けた図書は、図書室設置の目的に使用するほか、その利用管理等については事情の許す限り寄贈者又は委託者の希望にそうものとする。

(図書案内)

第9条 図書室は、新たに備え付けた図書類の図書名、著者名及び発行所等を記載した図書案内を発行し、議員に配付する。

(図書目録)

第10条 図書目録は、毎年1回作成する。

(図書の保存年限)

第11条 図書の保存年限は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 永年保存 一般書籍、官報、県報、重要刊行物、法令、規程類及び特定の新聞雑誌類
- (2) 3年保存 他の都道府県から送付された公報類
- (3) 2年保存 雑誌、新聞、軽易な印刷物又は謄写物類

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が定める。

付 則

この規定は、昭和35年8月1日から施行する。

茨城県議会告示第3号

茨城県議会図書室閲覧規程を次のように定める。

昭和35年7月4日

茨城県議会議長 三 村 勇

茨 城 県 議 会 図 書 室 閲 覧 規 程

(図書室の開閉及び休室)

第1条 図書室の開閉は、県議会事務局職員の執務時間の例による。

2 図書及び資料類整理のため必要があるとき又はやむを得ない事情があるときは、その期間を限り休室とする。

(閲覧及び貸出)

第2条 図書及び資料類は、図書室で閲覧しなければならない。ただし、事情適当と認められるときは、貸出を許可することができる。

2 議会開会中における図書及び資料類の閲覧及び貸出は、議会関係者に限り許可する。

3 閲覧は、すべて無料とする。

(貸出期間)

第3条 貸出期間は、7日とする。

(貸出冊数)

第4条 貸出冊数は、2冊までとする。

(閲覧又は貸出の申出)

第5条 閲覧又は貸出を求めようとするときは、所定の用紙に所要事項を記入のうえ係員に申し出なければならない。

(保証人)

第6条 議会関係者及び県職員以外の者に対する図書の貸出については、議員その他適当と認めた者の保証がなければならない。

(転貸禁止)

第7条 貸出を受けた図書は、本人以外の者に転貸してはならない。

(貸出図書の返還)

第8条 貸出図書は、必要があるときは、貸出期間内であつても返還を求めることがある。

(弁 償)

第9条 図書を借り受けた者が、図書を著しく汚損し、又は紛失したときは、実費又は同一図書をもつて弁償しなければならない。

(貸出禁止)

第10条 次に掲げる国書及び資料類は、原則として貸し出すことができない。

- (1) 最近刊の図書、貴重図書、年鑑、辞典、目録の類
- (2) 県議会刊行物、政府刊行物、各都道府県市町村刊行物
- (3) 委託を受けた図書及び資料類
- (4) 図書室内で特に閲覧の多い図書
- (5) その他貸出を不適当と認めたもの

付 則

この規程は、昭和35年8月1日から施行する。

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第13号

昭和35年5月19日茨城県選挙管理委員会告示第10号(病院長が不在者投票管理者となる病院を指定する告示)の一部を次のように改正する。

昭和35年7月4日

茨城県選挙管理委員会 委員長 橋 本 正 男

「東茨城郡内原村鯉淵2,520番地 茨城県立内原病院」を「東茨城郡内原村鯉淵2,520番地 茨城県立友部病院内原分院」に改める。

茨城県選挙管理委員会告示第14号

茨城県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和35年7月4日

茨城県選挙管理委員会 委員長 橋 本 正 男

1 招集日時 昭和35年7月12日午前10時

2 招集場所 茨 城 県 庁

3 議 題

- (1) 海区漁業調整委員会委員一般選挙の告示について
- (2) 海区漁業調整委員会委員一般選挙の選挙長及び同職務代理者の選任について
- (3) 海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票区の合併について
- (4) 海区漁業調整委員会委員一般選挙における啓発宣伝計画について
- (5) 海区漁業調整委員会委員一般選挙に委ける選挙会の場所及び日時について
- (6) 職員の任命及び委嘱について
- (7) そ の 他

公 告

◎建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和35年7月8日午前11時
聴 聞 場 所 日立市水木町字泉原2,170の5
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
木材の引割若しくはかんな削りで出力の合計が0.75kwをこえる原動機を使用するもの（木工所の新設）
申請者住所氏名 日立市水木町1,684
萩 庭 英 男
建築物構造規模 木造平家建セメント瓦葺69.5坪
原動機 20P新設
昇降盤、角のみ、自動かんな
建築物の位置 日立市水木町字泉原2,170の5
敷 地 面 積 280坪

◎建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和35年7月14日午前11時
聴 聞 場 所 日立市宮田町高松台40-2
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
厚さ0.5mm以上の金属板のつち打加工（製缶工場の事務所の増築）
申請者住所氏名 日立市宮田町高松台40-2
高 橋 三 男 三 郎
建築物構造規模 木造二階建瓦葺55坪増築
既 存 244.22坪
原動機 63P既設
建築物の位置 日立市宮田町高松台40-2
敷 地 面 積 477.75坪

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により立ち入りの許可をしたので、次のとおり公告する。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道須賀川大子線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡大子町大字上岡字引沼

（第三種郵便物認可）

4 立ち入ろうとする期間

昭和35年7月10日から 昭和35年8月9日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 2級国道前橋水戸線道路改築工事
- 2 立ち入ろうとする土地の区域
水戸市河和田町字巡見
// 石川町字北谷津
- 4 立ち入ろうとする期間

昭和35年7月10日から 昭和35年12月31日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和35年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 2級国道佐原熊谷線道路改築工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
新治郡新治村大字藤沢字本町
大字高岡字西の台、取手
筑波郡筑波町大字下大島字台山、儘下、儘田、染谷、深田、五水、腰当
- 4 立ち入ろうとする期間

昭和35年7月10日から 昭和35年12月31日まで

報 告

◎県議会の閉会

6月25日招集した第2回定例県議会は、7月1日閉会した。

◎県議会議長、副議長の改選

7月1日改選の結果次の者が当選した。

茨城県議会議長	三	村	勇
同 副議長	田	口	正 己

◎県議会選出監査委員の更送

7月1日次のとおり更送した。

(新)	監査委員	篠	崎	五 郎
(新)	同	倉	田	辰 之 助
(旧)	同	増	田	隆 市
(旧)	同	薄	井	与 兵 衛

◎昭和35年度出納臨時検査立会議員

7月1日次のとおり任命された。

県議会議員	宇田川源次郎
同	根本保久
同	大久保久

◎常任委員会委員その他

次のとおり各種委員会の委員等が決定した。

常任委員会委員

委員会名	定員	委 員 長	副 委 員 長	委 員
総 務	10	久保田 今朝武	篠崎 五郎	飯島金次、宇田川源次郎、梶山静六、根本保恒、下条正雄、影山清春、兼岡松太郎、石川誠三、外崎重之助、鈴木一司、浜崎勲、倉田辰之助、猿田寿、金塚五郎、利根川清太郎、倉川与兵衛、東郷清、薄井信三、増田隆市、海老沢初太郎、鯉淵丈男、関宗長、本沢彦門、秋葉五郎、桜井平左衛門、大部市郎、塚田義一郎、千ヶ崎惣右衛門、岡田宇三郎、松浦勘作、田口正己、中村喜四郎、大久保久、鬼沢賢造、秋田高虎、根本弥平、小幡五郎、根本赤羽、出沼喜之助、永井鎮太郎、鈴木俊一、湯本四郎、山井誠、豊島勘一郎、永井誠
文教治安	10	山口 武平	遠藤 詮	
厚生労働	10	田中 確一	遠山 勇	
農 林	10	国府田 仁平	和田 二郎	
農地経済	10	飯村 泉	鴨川 綱藏	
土 木	11	染谷 秋之助	西野 恒郎	

首都圏整備対策特別委員会

委 員 長	副 委 員 長	委 員
中村 喜四郎	松浦 勘作	久保田 今朝武、兼子松太郎、遠山 勇、岡田 宇三郎、根本 弥平、本 沢 彦、飯島金次、宇田川源次郎、遠藤 詮、西野 恒郎、浜崎重之助、篠崎 五郎、湯本 四郎、山中 俊一、染谷 秋之助、倉田 辰之助、鈴木 恒、永井 誠、上 方 雪子、鬼 沢 賢造

行政機構調査特別委員会

委 員 長	副 委 員 長	委 員
鈴木 一司	海老沢 初太郎	石川 誠三郎、外岡 佐近、利根川 清太郎、出沼 喜之助、東郷 清、薄井 与兵衛、和田 二郎、飯村 泉、田中 確一、豊島 勘一郎、鈴木 光二、大久保 久、山口 武平、塚田 義一、大部 市郎、金塚 豊、影山 清春

特殊開発調査特別委員会

委 員 長		副 委 員 長		委 員									
倉 川 五 郎	鯉 淵 丈 男	小 幡 五 郎	鴨 川 綱 藏	千 々 崎 惣 右 衛 門							衛 門 六 長 三 市 雄		
		田 口 正 巳	赤 羽 鏡 太 郎	梶 山 静 六							宗 信 隆 正		
		鈴 木 茂 根	本 保 関	関 本 信 三							宮 田 隆 市		
		三 村 勇	桜 井 平 左 衛 門	宮 田 隆 市							増 田 正 雄		
		国 府 田 仁 平	秋 葉 五 郎 兵 衛	増 田 隆 市							下 条 正 雄		
		秋 田 高 虎	猿 田 勘 寿	下 条 正 雄									

◎勝田地区工業団地整備組合議会議員

標記について次の者が選出された。

久 保 田 今 朝 武	西 野 恒 郎
薄 井 与 兵 衛	兼 子 松 太 郎
飯 村 泉	染 谷 秋 之 助
中 村 喜 四 郎	

(県 議 会 事 務 局)

◎軽油引取税免税証無効

1 免税証の種類等

- (1) 種 類 200ℓ券
- (2) 用 途 農 業 用
- (3) 記号, 番号 茨城県A006026 (1枚)
- 2 免税証の交付年月日 昭和35年3月4日
- 3 // 有効期限 昭和35年12月31日
- 4 // 発行機関 茨城県水戸支庁麻生支所

上記免税証について, 昭和35年6月10日紛失した旨届出があつたので, 同日以降無効とする。
昭和35年7月4日

茨 城 県

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)